

宮社士会発第24-18号
2024年4月1日

九州・沖縄各県社会福祉士会
会長 各位

一般社団法人 宮崎県社会福祉士会
会長 川崎 順子



2024年度 成年後見人材育成研修の開催について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、宮崎県社会福祉士会では、別添開催要項のとおり、2024年度成年後見人材育成研修を開催することになりました。

つきましては、貴会に所属する会員におかれて、本研修の参加を特に希望される場合は、下記の要領で受講の申込を受け付けますので、会員の皆様へのご周知、及びお手続きに関するご配慮をお願い致します。

記

<申込要領>

受講の申込には、所属都道府県社会福祉士会の会長推薦が必要になります。

申込書の一番下の欄の「所属都道府県社会福祉士会チェック欄」にチェックしたうえで、別紙申込書を取りまとめて、4月19日(金)までに宮崎県社会福祉士会事務局宛郵送必着までお申し込みください。

※申込者が複数いる場合は、優先順位を付けて下さい。

以上

【問い合わせ先及び事務局】

宮崎県社会福祉士会 事務局（担当：城・井上）
〒880-0007 宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター 人材研修館 3F
TEL：0985-86-6111 FAX：0985-86-6116
MAIL：m-partner@vega.ocn.ne.jp



成年後見人材育成研修(委託研修)開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修)(以下、「委託研修」)は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

1. 研修目標

- 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターぱあととなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
- 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日時

1日目	2024年	7月20日(土)	9時~16時40分
2日目	2024年	7月21日(日)	9時~16時20分
3日目	2024年	11月2日(土)	9時30分~16時40分
4日目	2024年	11月3日(日)	9時~15時20分

3. 実施方法及び会場

集合研修(宮崎市原町2-22 宮崎県総合福祉センター 人材研修館4階「大研修室」)

4. カリキュラム(予定)

別紙参照

- 講義・演習等: 4日間 23時間
- 事前課題: 指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講対象

下記のいずれかの者で、「6受講要件」の全てを満たす者。

- 社会福祉士会の権利擁護センターぱあととなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

6. 受講要件

- 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- 次に挙げるa~cのいずれかを満たす者
 - 日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修I~III)を修了している者
 - 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - 認定社会福祉士である者
- カリキュラムの全課程を出席できる者
- 会費未納のない者

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	宮崎県	20名
研修の対象となる指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、鹿児島県、沖縄県	10名 (先着順)

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. 受講費

5万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)

※一端納入された受講費は、主催者(研修を主管する社会福祉士会)の責による場合以外は返金いたしません。

9. 申込

別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAXにてお申込ください。(電話・E-mailでの申込は受け付けておりません)

◆申込先 所属社会福祉士会事務局です。

◆申込期間 4月1日(月)～4月19日(金) 定員となり次第締め切ります。

郵便は消印有効、FAXは必着。

10. 受講決定

受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。

③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

11. 受講可否の連絡等

・受講可否は、5月中旬ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

12. 修了要件

研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- ・面接授業の出席が100%であること
- ・期日までに事前課題を提出すること
- ・修了評価で一定の水準を満たすこと

13. 研修単位について

(1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用(成年)(分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群)

単位数：2単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用(成年)」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. その他

自然災害等の影響により、日程及び実施方法等が変わる場合があります。変更等の情報は、メールでお知らせしますので、御確認よろしくお願ひします。

15. 主催

主管

公益社団法人日本社会福祉士会 一般社団法人宮崎県社会福祉士会

問い合わせ先 一般社団法人宮崎県社会福祉士会 事務局(担当 城・井上)
〒880-0007 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 人材研修館内
Tel: 0985-86-6111 FAX: 985-86-6116 E-mail: m-partner@vega.ocn.ne.jp

成年後見人材育成研修 標準カリキュラム(委託県士会用)

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					統一 レジュメ	課題		
						①	②	③	④	⑤				
1日目 (360分)	0 研修ガイダンス	1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする	30	講義	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者							○	●	
	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。 4 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○	○				○		●
	2 成年後見活動における判断能力のとらえ方	1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を修得する。	60	講義	医師	○	○							
	3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	180	講義	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○				○		
2日目 (360分)	4 財産法の基礎	成年後見制度活用のための財産法の基礎知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○							●
	5 財産管理のための知識	1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。	90	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士	○	○		○	○				
	6 後見事務の実際1	具体的な事例を通して、財産管理の方法を理解する	60	報告 解説	報告者:社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目6担当講師 等	○	○		○					
	7 家庭裁判所の実務の理解	1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み(監督人の選任、後見支援信託)について理解する。	90	講義	裁判官、家裁職員(元職含む)	○	○					○		
3日目 (360分)	8 家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○							●
	9 身上監護のための知識	1 身上監護とされる項目を修得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。	150	講義	成年後見実務に精通した有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)、社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人候補者名簿登録者	○	○	○	○	○				
	10 後見事務の実際2	具体的な活動事例を通して身上監護の方法を理解する	90	報告 解説	報告者:社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目9担当講師 等	○	○	○	○	○				
4日目 (300分)	11 演習1 ニーズの把握と対応	1 権利擁護ニーズについて理解する。 2 権利擁護に関わる制度の特徴と活用方法を理解する。	120	演習	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○				●	●
	12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護(それぞれの立場での権利擁護実践)	1 制度の限界を理解する 2 権利擁護について社会福祉士がとるべき態度について理解する。	120	演習	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○				●	●
	13 今後の活動について	1 研修を振り返り、成年後見人に必要な知識・技術を共有する。 2 成年後見制度を活用するために必要な知識の理解度を確認するため、修了試験を行う。	60	講義	社会福祉士の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○			○				●